

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年十一月三十日

## 目次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	ページ
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	一一

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

### 岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項に次の一号を加える。

四 前項各号に定める日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年岐阜県条例第六十九号）附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第四項第二号において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年岐阜県条例第六十九号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。）の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第七条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

等の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第六号)附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第四十四条第五項第一号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第三項中」並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における算出率で除して得た額並びに同日」とするに改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号から第三号まで」に、「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第三項中」並びに「とあるのは」に算出率を乗じて得た額並びに」とするに改め、同項第三号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第四号の規定により読み替えて適用する第三項中」並びに当該定める日」とあるのは「を当該定める日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とするに改める。

第四十四条の二第四項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十一年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であつた者に限る。)前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第六十九号。以下この項において「平成二十一年改正条例」という。)の施行の日における平成二十一年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十一年改正条例第七条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第六号)附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日」に受けていた」とする。

第四十四条の二第五項第一号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第三項中」並びに条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額並びに同日」とするに改め、同項第二号中「前項各号」を「前項第一号」に、「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手

当の月額の合計額」を「受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「受けていた、給料の月額に算出率を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第三項中「並びに」とあるのは「に算出率を乗じて得た額並びに」に改め、同項第三号中「とあるのは」を「とあるのは」に、「とする」を「と、前項第二号の規定により読み替えて適用する第三項中」並びに条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日における算出率で除して得た額に当該算出率を乗じて得た額並びに同日」とするに改める。

第五十七條の五第一号中「百分の百五十」を「百分の百三十」に、「百分の百九十」を「百分の百七十」に改め、同条第二号中「六月に支給する場合には」及び「十二月に支給する場合には」は百分の八十(管理監督職員にあつては、百分の百)を削る。

別表第一小学校及び中学校の項及び特別支援学校の項調整数の欄中「二」を「一・五」に改める。

別表第一の二公安職給料表の部八級の項中「12,500円」を「12,400円」に改め、同表教育職給料表(一)の部二級の項中「10,500円」を「10,400円」に改め、同表教育職給料表(二)の部一級の項中「9,000円」を「8,900円」に改め、同部二級の項中「11,100円」を「11,000円」に改め、同表教育職給料表(三)の部三級の項中「11,800円」を「11,700円」に改め、同表医療職給料表(三)の部七級の項中「12,600円」を「12,500円」に改める。

別表第六及び別表第六の二を次のように改める。

## 別表第 6 (第48条の18関係)

## 教育職給料表(三)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	2	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	3	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	4	2,900	3,100	5,000	6,200	9,900
	5	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	6	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	7	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	8	3,000	3,300	5,400	6,400	10,100
	9	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	10	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	11	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	12	3,100	3,500	5,600	6,700	10,400
	13	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	14	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	15	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	16	3,200	3,600	5,800	7,100	10,600
	17	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	18	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	19	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	20	3,400	3,800	6,200	7,400	10,800
	21	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	22	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	23	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	24	3,600	4,100	6,600	7,600	11,000
	25	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	26	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	27	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	28	3,800	4,200	6,800	7,900	11,200
	29	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	30	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	31	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	32	3,900	4,400	7,100	8,100	11,300
	33	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	34	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	35	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	36	4,100	4,600	7,400	8,300	11,500
	37	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	38	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	39	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	40	4,300	4,800	7,800	8,600	11,700
	41	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	42	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	43	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	44	4,500	5,100	8,000	8,700	11,700
	45	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	46	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	47	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	48	4,600	5,400	8,200	9,000	11,700
	49	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700
	50	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700
	51	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700
	52	4,800	5,600	8,400	9,200	11,700

再任職  
以外  
の  
職  
員

53	4,900	6,000	8,600	9,400
54	4,900	6,000	8,600	9,400
55	4,900	6,000	8,600	9,400
56	4,900	6,000	8,600	9,400
57	5,100	6,300	8,800	9,700
58	5,100	6,300	8,800	9,700
59	5,100	6,300	8,800	9,700
60	5,100	6,300	8,800	9,700
61	5,300	6,500	9,000	9,900
62	5,300	6,500	9,000	9,900
63	5,300	6,500	9,000	9,900
64	5,300	6,500	9,000	9,900
65	5,400	6,900	9,300	10,100
66	5,400	6,900	9,300	10,100
67	5,400	6,900	9,300	10,100
68	5,400	6,900	9,300	10,100
69	5,600	7,200	9,400	10,200
70	5,600	7,200	9,400	10,200
71	5,600	7,200	9,400	10,200
72	5,600	7,200	9,400	10,200
73	5,700	7,500	9,600	10,400
74	5,700	7,500	9,600	10,400
75	5,700	7,500	9,600	10,400
76	5,700	7,500	9,600	10,400
77	5,900	7,700	9,800	10,600
78	5,900	7,700	9,800	10,600
79	5,900	7,700	9,800	10,600
80	5,900	7,700	9,800	10,600
81	6,000	7,900	10,000	10,700
82	6,000	7,900	10,000	10,700
83	6,000	7,900	10,000	10,700
84	6,000	7,900	10,000	10,700
85	6,100	8,100	10,100	10,800
86	6,100	8,100	10,100	10,800
87	6,100	8,100	10,100	10,800
88	6,100	8,100	10,100	10,800
89	6,300	8,300	10,200	10,900
90	6,300	8,300	10,200	10,900
91	6,300	8,300	10,200	10,900
92	6,300	8,300	10,200	10,900
93	6,400	8,500	10,300	11,100
94	6,400	8,500	10,300	11,100
95	6,400	8,500	10,300	11,100
96	6,400	8,500	10,300	11,100
97	6,500	8,700	10,500	11,200
98	6,500	8,700	10,500	11,200
99	6,500	8,700	10,500	11,200
100	6,500	8,700	10,500	11,200
101	6,600	8,900	10,500	11,300
102	6,600	8,900	10,500	11,300
103	6,600	8,900	10,500	11,300
104	6,600	8,900	10,500	11,300
105	6,700	9,100	10,600	11,400
106	6,700	9,100	10,600	
107	6,700	9,100	10,600	
108	6,700	9,100	10,600	

109	6,700	9,300	10,700		
110	6,700	9,300			
111	6,700	9,300			
112	6,700	9,300			
113	6,800	9,400			
114	6,800	9,400			
115	6,800	9,400			
116	6,800	9,400			
117	6,900	9,600			
118	6,900	9,600			
119	6,900	9,600			
120	6,900	9,600			
121	6,900	9,700			
122	6,900	9,700			
123	6,900	9,700			
124	6,900	9,700			
125	7,000	9,800			
126		9,800			
127		9,800			
128		9,800			
129		10,000			
130		10,000			
131		10,000			
132		10,000			
133		10,100			
134		10,100			
135		10,100			
136		10,100			
137		10,200			
138		10,200			
139		10,200			
140		10,200			
141		10,200			
142		10,200			
143		10,200			
144		10,200			
145		10,300			
146		10,300			
147		10,300			
148		10,300			
149		10,400			
再任職員	4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

## 別表第6の2 (第48条の18関係)

## 教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
	1	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	2	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	3	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	4	2,900	3,600	5,000	7,400	9,900
	5	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	6	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	7	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	8	3,000	3,800	5,400	7,600	10,100
	9	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	10	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	11	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	12	3,100	4,100	5,600	7,900	10,400
	13	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	14	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	15	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	16	3,200	4,200	5,800	8,100	10,600
	17	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	18	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	19	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	20	3,400	4,400	6,200	8,300	10,800
	21	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	22	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	23	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	24	3,600	4,600	6,600	8,600	11,000
	25	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	26	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	27	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	28	3,800	4,800	6,800	8,700	11,200
	29	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	30	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	31	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	32	3,900	5,100	7,100	9,000	11,300
	33	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	34	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	35	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	36	4,100	5,400	7,400	9,200	11,500
	37	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	38	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	39	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	40	4,300	5,600	7,800	9,400	11,700
	41	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	42	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	43	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	44	4,500	6,000	8,000	9,700	11,700
	45	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	46	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	47	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	48	4,600	6,300	8,200	9,900	11,700
	49	4,800	6,500	8,400	10,100	11,700
	50	4,800	6,500	8,400	10,100	11,700
	51	4,800	6,500	8,400	10,100	11,700
	52	4,800	6,500	8,400	10,100	11,700

	53	4,900	6,900	8,600	10,200
	54	4,900	6,900	8,600	10,200
	55	4,900	6,900	8,600	10,200
	56	4,900	6,900	8,600	10,200
	57	5,100	7,200	8,800	10,400
	58	5,100	7,200	8,800	10,400
	59	5,100	7,200	8,800	10,400
	60	5,100	7,200	8,800	10,400
	61	5,300	7,500	9,000	10,600
	62	5,300	7,500	9,000	10,600
	63	5,300	7,500	9,000	10,600
	64	5,300	7,500	9,000	10,600
	65	5,400	7,700	9,300	10,700
	66	5,400	7,700	9,300	10,700
	67	5,400	7,700	9,300	10,700
	68	5,400	7,700	9,300	10,700
	69	5,600	7,900	9,400	10,800
	70	5,600	7,900	9,400	10,800
	71	5,600	7,900	9,400	10,800
	72	5,600	7,900	9,400	10,800
	73	5,700	8,100	9,600	10,900
	74	5,700	8,100	9,600	10,900
	75	5,700	8,100	9,600	10,900
	76	5,700	8,100	9,600	10,900
	77	5,900	8,300	9,800	11,100
	78	5,900	8,300	9,800	11,100
	79	5,900	8,300	9,800	11,100
	80	5,900	8,300	9,800	11,100
	81	6,000	8,500	10,000	11,200
	82	6,000	8,500	10,000	11,200
	83	6,000	8,500	10,000	11,200
	84	6,000	8,500	10,000	11,200
	85	6,100	8,700	10,100	11,300
	86	6,100	8,700	10,100	11,300
	87	6,100	8,700	10,100	11,300
	88	6,100	8,700	10,100	11,300
	89	6,300	8,900	10,200	11,400
	90	6,300	8,900	10,200	
	91	6,300	8,900	10,200	
	92	6,300	8,900	10,200	
	93	6,400	9,100	10,300	
	94	6,400	9,100	10,300	
	95	6,400	9,100	10,300	
	96	6,400	9,100	10,300	
	97	6,500	9,300	10,500	
	98	6,500	9,300	10,500	
	99	6,500	9,300	10,500	
	100	6,500	9,300	10,500	
	101	6,600	9,400	10,500	
	102	6,600	9,400	10,500	
	103	6,600	9,400	10,500	
	104	6,600	9,400	10,500	
	105	6,700	9,600	10,600	
	106	6,700	9,600	10,600	
	107	6,700	9,600	10,600	
	108	6,700	9,600	10,600	

再任職以外の  
任用員外職

109	6,700	9,700	10,700		
110	6,700	9,700			
111	6,700	9,700			
112	6,700	9,700			
113	6,800	9,800			
114	6,800	9,800			
115	6,800	9,800			
116	6,800	9,800			
117	6,900	10,000			
118	6,900	10,000			
119	6,900	10,000			
120	6,900	10,000			
121	6,900	10,100			
122	6,900	10,100			
123	6,900	10,100			
124	6,900	10,100			
125	7,000	10,200			
126	7,000	10,200			
127	7,000	10,200			
128	7,000	10,200			
129	7,100	10,200			
130	7,100	10,200			
131	7,100	10,200			
132	7,100	10,200			
133	7,200	10,300			
134	7,200	10,300			
135	7,200	10,300			
136	7,200	10,300			
137	7,200	10,400			
138	7,200	10,400			
139	7,200	10,400			
140	7,200	10,400			
141	7,300	10,400			
142	7,300				
143	7,300				
144	7,300				
145	7,400				
146	7,400				
147	7,400				
148	7,400				
149	7,500				
150	7,500				
151	7,500				
152	7,500				
153	7,500				
再任用員	4,600	5,600	6,500	7,400	9,400

第二条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一号を次のように改める。

- 一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- イ 口に掲げる職員以外の職員 百分の百四十（条例第二十三条第二項の人事委員会で定める管理又は監督の地位にある職員（以下この条において「管理監督職員」という。）にあつては、百分の百八十）
- ロ 条例第五条の二に定める職員 百分の百六十

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。ただし、第一条中岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則別表第一、別表第六及び別表第六の二の改正規定は平成二十二年一月一日から、第二条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

（定義）

2 この項から第八項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第二十九号）をいう。

- 二 一部改正条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年岐阜県条例第六十九号）をいう。

- 三 減額改定対象職員 一部改正条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。

- 四 基準日 平成二十一年十二月一日（同月に支給する期末手当について一部改正条例第一条の規定による改正後の条例第二十三条第一項後段又は第二十八条第七項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）をいう。

（減額改定対象職員となつた者の一部改正条例附則第二項第一号の給料等の月額等の算定の基準となる日の特例）

3 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十一年四月一日から基準日までの期間の全期間が職員（条例第二十七条に規定する職員を除く以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

- 一 特定独立行政法人の職員
- 二 特別職に属する県の職員（非常勤である者を除く。）
- 三 国家公務員又は職員以外の地方公務員
- 四 特定一般地方独立行政法人等職員
- 五 退職派遣者

4 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十一年四月二日（同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日（当該期間において職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員となつた日のうち最も早い日とする。

5 一部改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 職員として在職しなかつた期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であつて、平成二十一年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて第三項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）
- 二 休職期間（休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（専従休職にされていた期間をいう。）、育児休業期間（育児休業をしていた期間をいう。）、育児短時間勤務等期間（育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をしていた期間をいう。）、大学院修学休業期間（大学院修学休業をしていた期間をいう。）又は無給派遣期間（無給派遣職員であつた期間をいう。）
- 三 停職期間（停職にされていた期間をいう。）
- 四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第二項



額」を加え、同項第三号中「場合」を「場合、以下この号において同じ。」に改め、「調整基本額」の下に「(基準日において減額改定対象職員である者(施行日の前日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。))にあつては、当該調整基本額に百分の九十九・八四を乗じて得た額」を加え、同項第四号中「同日にその者に適用されることとなる調整基本額」を「の額」に改める。

11 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十九年岐阜県人事委員会規則第五号)を次のように改正する。

附則第三項第一号中「管理職手当及び農林漁業普及指導手当」を「管理職手当(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年岐阜県条例第六十九号)の施行の日(以下「基準日」といふ。))において同条例附則第二項第一号に規定する減額改定対象職員(以下「減額改定対象職員」といふ。))である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)及び農林漁業普及指導手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「管理職手当及び農林漁業普及指導手当」を「管理職手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該管理職手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)及び農林漁業普及指導手当(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該農林漁業普及指導手当の額に百分の九十九・八四を乗じて得た額)」に改め、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる管理職手当及び農林漁業普及指導手当の月額合計額」を「よるものとした場合の額」に改める。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第七リの表中	34	35	36	37	37	38	38	39	39	40	を	33	34	34
	35	35	36	36	37	38	39	39	39	40	に改める。			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」といふ。))から平成二十二年三月三十一日まで  
の間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復  
職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個  
別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。))の当該  
適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十一年十一月三十日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社